

## 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者への対応（令和4年2月22日）

### 1 濃厚接触者の受検要件の変更

保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている場合は受検できない。ただし、次のア～エを満たす場合受検することができる。

これまでの対応	<p>ア 自治体によるPCR検査や検疫所における抗原定量検査の結果陰性であること。 また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。</p> <p>イ 実施日当日も無症状であること</p> <p>ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて会場高等学校に行くこと ※自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、感染防止対策を徹底しているタクシー等を予約して利用することは可能</p> <p>エ 終日、別室で受検すること</p>
新たな対応	<p>ア 自治体によるPCR検査や検疫所における抗原定量検査の結果陰性であること また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと <u>※ただし、保健所の業務逼迫のためにPCR等の検査を受けることができない時については、以下のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>薬局等で抗原定性検査キットを入手することが可能であれば、抗原定性検査キットによる検査を行い、検査結果が陰性で、発熱・咳等の症状がないこと</u></p> <p>(イ) <u>抗原定性検査キットを入手できない時は、発熱・咳等の症状がないこと</u></p> <p>イ 実施日当日も無症状であること</p> <p>ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて会場高等学校に行くこと ※自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、感染防止対策を徹底しているタクシー等を予約して利用することは可能</p> <p>エ 終日、別室で受検すること</p>

※下線部分に変更した部分

### 2 濃厚接触者の受検手続き

上記1の要件を満たした濃厚接触者で、受検を希望する者は、中学校を經由して志願先高等学校長に3月1日（火）午後3時までに、「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者受検願（様式14-2）」を提出する。

※提出期限以降に受検を希望する場合、速やかに在籍する中学校長から志願先高等学校に願い出て、指示を受ける。

※提出後、受検要件を満たさなくなった場合は、速やかに中学校から志願先高等学校に連絡する。